

亀岡市立地適正化計画

亀岡市
2019

はじめに



少子高齢化やそれに伴う人口減少による影響が全国的に課題となっている中、本市においても例外ではなく、人口減少・少子高齢化の進行により人口が低密度化することで、生活サービス施設の撤退や空き地・空き家が増加するとともに、市街地の道路や上下水道などのインフラを維持していくための市民の経済的負担が大きくなることが懸念されます。

このような状況の下、今後も本市が持続的に発展し、安心して暮らせる都市を目指すためには、人口規模や経済規模に見合ったまとまりのある市街地を形成し、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した生活利便性の高い都市づくりを実現していく必要があります。

今回、策定いたしました亀岡市立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部となるもので、都市全体の構造を見直し、居住や医療・商業等の暮らしに必要な都市機能増進施設の立地の適正化を図るとともに、公共交通ネットワークの形成などと一体的に取り組むことで、将来においても持続可能なコンパクトな都市の実現を目指すものです。

今後とも本計画に基づき、効果的・効率的に都市空間を活用できる環境整備と、ゆとりある生活環境の創出に取り組み、快適で魅力あるまちづくりを推進することにより、この亀岡が市民の皆さまに選ばれ、「住みたいまち」「住み続けたいまち」となるよう、全力で取り組んでまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました都市計画審議会委員の皆さまをはじめ、市民の皆さまから貴重なご意見を賜りましたことに対しまして、心よりお礼申し上げます。

平成31年3月

亀岡市長 桂川 孝裕

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 立地適正化計画制度について	2
3 計画の位置づけと役割	3
4 計画区域	5
5 計画期間	5
第2章 亀岡市の現状と課題	6
1 亀岡市の現状と将来見通し	6
2 亀岡市のまちづくりの課題	35
第3章 まちづくりの基本方針	36
1 基本方針	36
2 まちづくりの方針	37
3 重点方針	38
4 目指すべき都市の骨格構造	39
第4章 居住誘導区域	41
1 居住誘導区域の基本的な考え方	41
2 居住誘導区域の設定の考え方	41
3 居住誘導区域に含めない区域	41
4 区域設定の考え方	43
5 居住誘導区域の設定	48
6 居住誘導のための施策	50
第5章 都市機能誘導区域	51
1 都市機能誘導区域の基本的な考え方	51
2 都市機能誘導区域の設定の考え方	51
3 区域設定の考え方	52
4 都市機能誘導区域の設定	56
5 誘導施設の基本的な考え方	58
6 誘導施設の設定の考え方	58
7 誘導施設の設定	61
8 誘導施設の立地誘導のための施策	62
第6章 計画の推進に関する事項	64
1 目標値の設定	64
2 進行管理	66
3 届出制度について	67

参考 居住誘導区域、都市機能誘導区域図